

令和 3 年和泉市教育委員会第 11 回定例会

日 時:令和 3 年 11 月 11 日(木) 午後 3 時 00 分から
場 所:和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
委員	藤原 安次
委員	深堀 知子
委員	西家 章弘
委員	久米 ひろみ

事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
理事	飯阪 陽次
学校教育室長	大野 浩昭
学校教育担当次長兼学校園管理室長	辻野 喜信
こども未来室長	森 博紀
教育総務課長	鍛冶 公哉
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
教育総務課総括主幹兼総務係長	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係	川崎 由美
(生涯学習部)	
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	辻野 明子
生涯学習推進室長	西田 尚司
青少年センター所長	堀内 真弓

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 教育長の報告
4. 審議事項
 - 議案第29号 令和3年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について(その1)
公の施設の指定管理者の指定について
(和泉市立青少年の家・榎尾山森林浴コース)
 - 議案第30号 令和3年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について(その2)
補正予算について
 - 案件1 和泉市立青少年の家・榎尾山森林浴コース指定管理料の
債務負担
 - 案件2 学校施設整備事業(南松尾はつが野学園増築工事実施
設計業務)
 - 案件3 学校水泳授業民間プール活用事業債務負担
 - 議案第31号 令和3年和泉市議会第4回定例会に提出する議案について(その3)
和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第32号 和泉市文書館業務検討委員会規則を廃止する規則制定について
 - 議案第33号 令和4年度和泉市立学校教職員人事基本方針について
5. 報告事項
 - (1)和泉市教育振興基本計画の改訂案について
 - (2)富秋中学校区施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の進捗状況について
 - (3)富秋中学校区等まちづくり構想「多世代交流拠点施設」における青少年センターの
方向性について
6. 情報提供
 - (1)令和3年度大阪府学生科学賞・和泉市小中学生科学展結果について
 - (2)決算審査特別委員会における質疑等について
7. その他の報告事項等
8. 閉会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和３年和泉市教育委員会第１１回定例会を開会させていただきます。 本日は、本間職務代理者から欠席のご連絡をいただき、欠席届も提出されておりますが、過半数の委員は出席ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条の規定に従いまして、本日の会議は成立いたします。 まず、第１０回定例会の会議録でございますが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、第１０回定例会の会議録については、承認することにいたします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、深堀委員と藤原委員にお願いいたしますので、よろしくお願いします。 次に、教育長の報告を行います。令和３年１０月１４日から１１月１０日までの主な活動を申し上げます。 １０月中旬から新型コロナウイルス感染がめっきり減り、大阪府の感染者数も２桁となりました。昨年は実施を断念いたしました市民文化祭でございますが、今年度は感染症防止対策をとりながら、１１月３日の開会式をかわ切りに実施することができております。１１月１３日・１４日には「こども絵画展」が、１２月４日・５日には「太鼓クリエイション」などが開催される予定ですので、ぜひご覧いただけたらと思います。 １１月５日には、大阪府都市教育長協議会の秋季研修会に参加いたしました。大東市の水野教育長から「家庭教育支援について」情報提供いただきました。大東市も本市と同様、学力の向上というのが大きなテーマなのですが、学力を向上するにはどうしたらいいのかという課題からスタートしまして、学校現場の負担をこれ以上増やさないで課題にどう向き合っていくのかということで、学校教育と家庭教育の担い分けが必要であることから、平成２８年度から社会教育部局による家庭教育を支援する事業をスタート。具体的には、職員やスクールソーシャルワーカー等の専門家が小学１年生の全家庭へ訪問を行う中で保護者のニーズを把握し、いくカフェという保護者が気軽に集える場所を提供したり、家庭教育の重要性について子育て講演会を開催。また、令和３年度からは、まちをあげて家庭教育を応援するため、学校や地域へ貢献活動を行っている企業をサポートする家庭教育応援企業登録制度を始めたということです。 本市でも学力向上は課題となっており、家庭教育のサポートとして「いずみ希望塾」を実施しております。その重要性を改めて実感いたしました。 また、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の具現化に向け大変参考になりました。
-------	---

西田室長	研修会の資料につきましては、この後の意見交換会の折に配付させていただきますので、よろしくお願いします。 また、学校の様子としましては、10月19日・20日に1人1台のパソコン端末を活用し、和泉警察署と国府小学校の5年生の児童がオンラインでSNSに関わるトラブルについて学びました。これは、令和3年2月に、市や教育委員会、和泉警察署等が「和泉市サイバーセキュリティに関する包括連携協定」を締結し、その中でICT、情報通信技術を活用した子どもの安全教育について連携・協力事項としたことから、「和泉市 ICT、情報通信技術を活用した子どもの安全教育に関する覚書」を和泉警察署と教育委員会で締結し、実現したものでございます。 以上で私からの報告を終わりますが、何かご質問等ございませんか。 それでは、議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項5件、報告事項3件、情報提供2件となっております。 また、本日は、定例会終了後、引き続き、3件の意見交換会を予定しています。 議案審議にうつりますが、議案第29号の指定管理者の指定の案件と、これに伴う議案第30号の補正予算関係の案件1の債務負担について、相互に関連いたしますので、一括して説明をお願いします。 生涯学習推進室の西田です。 4ページの議案第29号と7ページの議案第30号案件1について、1ページの概要説明をもとにまとめてご説明いたします。 和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コースの指定管理期間が令和3年度末で満了を迎えることから、令和4年度からの3年間、指定する指定管理者として、選定委員会での審査の結果、公益財団法人大阪YMCAへ指定いたします。 債務負担行為額は1億2,300万円で、令和元年度から令和3年度までの年度協定額1億2,501万4千円より201万4千円減額となっており、職員の人件費や福利厚生費が減少していることが主な減額の要因となっております。 補正の理由は、公の施設の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を行うものでございます。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第29号と議案第30号案件1について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】

辻野室長	ご異議がないようですので、議案第 29 号と議案第 30 号案件 1 は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 30 号「令和 3 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について(その 2) 補正予算について」ですが、案件 2・3 について、順次説明をお願いします。 学校園管理室の辻野です。 議案第 30 号案件 2. 学校施設整備事業、南松尾はつが野学園増築工事実施設計業務について、ご説明いたします。 資料 11 ページをお願いします。 平成 29 年に 4 月に開校いたしました南松尾はつが野学園につきましては、はつが野 4 丁目から 5 丁目の住宅開発により児童生徒数が増加している状況でございます。このことに加え、令和 3 年度から義務教育標準法の改正により、小学校の学級編制を段階的に令和 7 年度までに 40 人学級から 35 人学級に引き下げるものとなったために、当初想定しておりました普通教室 27 教室と、普通教室として使用できるその他教室数の 7 教室の合計 34 教室をもってしましても、教室不足が発生していくことになります。 このことから、今回、令和 6 年度からの使用開始をめざし、校舎増築整備のための補正予算を計上しようとするものです。 推計分析については、当該地区の計画販売戸数は、全体で 1,193 戸計画されており、現時点で既に 6 割強が販売済みということで、これまで既に販売された住宅戸数と当該地区における現在の未就学児及び就学児の人数から、今後販売される住宅戸数から見込まれる児童生徒数を推定いたしまして、必要教室数を積算したところ、学校施設上では令和 7 年度から教室不足となる見込みでございます。表の中央辺りにありますように 3 教室不足するということです。 また、開発に伴う留守家庭児童会の児童数増加の影響により、活用教室が増加していくことが見込まれております。仮に増築を行えない場合、令和 6 年度には 5 教室が不足することになり、令和 6 年度から教室の不足がないように使用できるようにするために増築が必要となるものです。 今後増築可能な場所ですが、13 ページに図面をつけさせていただいております。今回はサブグラウンドだけということになっておりまして、今後更なる増築等が必要な場合は、建築するための敷地整備を行い建設することを検討する必要がございます。 今回計画しております増築工事内容につきましては、北側サブグラウンドに 3 階建校舎を建設いたしまして、普通教室 9 教室、トイレ、渡り廊下を設置する予定でございます。なお、建築構造については、本委託契約内で比較検討を行って参りたいと考えております。 事業費は、増築整備に対する実施設計業務を行うために設計委託料 2,840 万円を令和 3 年度と令和 4 年度において債務負担を設定した補正予算を計上しております。
-------------	--

大野室長	今後のスケジュールは、12月中旬の令和3年和泉市議会第4回定例会にて御議決賜った後、12月下旬から実施設計業務委託の入札、契約の手続きを行い、令和4年11月頃まで設計を行いまして、令和4年和泉市議会第4回定例会にて増築工事費の予算を計上いたしまして、令和5年和泉市議会第1回定例会にて工事の本契約の議決を賜り、令和6年3月下旬に工事が終了後、令和6年4月より供用開始を行う予定をしております。 以上です。 学校教育室の大野です。 議案第30号案件3. 学校水泳授業民間プール活用事業債務負担について、ご説明いたします。 資料15ページをお願いします。 債務負担の限度額は、令和3年度から令和4年度の期間で、3,337万2千円でございます。 債務負担の理由は、令和3年度は民間業者1社のみでモデル事業を実施し、令和4年度は、複数の民間業者で実施するにあたり、学校の教育課程編成は4月当初に策定するため、入札による事業者選定を令和3年度中に行う必要があり、補正予算要求するものでございます。 補正の内容は、令和3年度のモデル実施校の2校に加え、小学校の小規模校1校、中規模校2校を追加し、計5校でモデル実施を行います。なお、移動のバス使用料や夏季水泳指導分も含めております。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
久米委員	南松尾はつが野学園増築工事の2,840万円は建物全体を建ててこの金額なのですか。
辻野室長	2,840万円は建物を建てる費用ではなく、建物を建てるための設計費用です。
久米委員	10年間の推計分析を出すことはできないでしょうか。
辻野室長	開発によって販売される戸数に応じて、一定の数字をお示しすることは可能ですが、ただ今手元に資料がございませんので、現在、お示しすることができません。申し訳ございません。
久米委員	人口の増減によって、増築したが数年後には使わないという状態が起きるといけないので、推計分析をきちんと行っていただきたいと思います。 また、校区を変えることはできないのでしょうか。現実どうするかは置いておくとして、例えば、納花町在住の児童生徒ですと、(仮称)槇尾学園に通学可

	能ではないでしょうか。納花町から(仮称)槇尾学園建設予定地までは車で10分ほどですし、スクールバスが通るのであれば検討できるのではないのでしょうか。現在、納花町在住の中学生は、自転車通学で南池田中学校まで通っています。
辻野室長	南松尾はつが野学園の校区については、今回、変更等検討していませんので、はつが野地区の開発と合わせて小中一貫校を建設するということがあり、南松尾小学校と南松尾中学校を統合した経過がありますので、校区を再編することは難しいのではないかと考えております。 はつが野地区には、青葉はつが野小学校が近くにありますが、現在、かなり多くの児童を抱えておりますので、校区を見直すことはやはり難しいと考えております。
西家委員	一気に宅地開発がなされ、同じような家族構成の家庭が一度にたくさん引っ越してくるということはよくある話です。一気に宅地開発をすることが問題だと思います。学校側と宅地開発する側の連携といいますか、5年10年先を見据えた連携をしていけば慌てることもないでしょうし、古びたプレハブ校舎を潰すことも少なくなると思います。
辻野室長	南松尾はつが野学園建設当時想定していた児童生徒の発生率より、現実には急激に増え、未就学児で1戸あたり0.73人となっております。
西家委員	ある程度見込んでいただいていたので34教室あるのだと思います。 新しい校舎はプレハブですか。プレハブの教室は評判が良くないと聞いたことがあります。
辻野室長	今回増築を考えておりますのは、プレハブではなくて、1つの校舎の建増しという形でございます。
久米委員	最後に一点だけ意見して申し訳ないのですが、やはり校舎を建てるということは多額な費用を特定地域に対して使うということで、他の地域の人から見たときに、あの学校の校舎を2億円で増築できたなら、既存校舎に2,500万円のエレベーターを8基付けられたのではないかといった不満が出てくるのではないかと思います。人口の増減を見込むことは難しいとは思いますが、しっかり推計を出していただいた上でご検討いただきたいなと思います。 校区を変えることは難しい部分もあると思いますが、難しいからお金で解決しようとするのではなく、難しくても地域の人と話し合うなど、踏み込んでいったらよいのではないかと思います。
並木教育次長	できるだけ精度の高い推計をすることは大前提だと考えております。今回、南松尾はつが野学園においては、やはり小中一貫校について魅力を感じていた

小川教育長	だいて、非常に多くの子育て世帯の方に住んでいただいた結果だと思っております。 校区は地域コミュニティとの関係も大いにございます。校区の編制を見直すことになりましても、非常に大事になってくると思っておりますので、人口増は一時的なものなのか長期的に続くものなのか、様々な角度から検討した上で慎重に対応すべきと考えております。 他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 30 号案件 2・3 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 30 号案件 2・3 は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 31 号「令和 3 年和泉市議会第 4 回定例会に提出する議案について(その 3) 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」ですが、関連する議案第 32 号「和泉市文書館業務検討委員会規則を廃止する規則制定について」と続けて、文化遺産活用課から説明をお願いします。
辻野次長	生涯学習部の辻野です。 18 ページの議案第 31 号と 21 ページの議案第 32 号について、一括してご説明いたします。 資料 17 ページをお願いします。 議案第 31 号の改正の理由ですが、文書館業務に係る調査審議を行う附属機関である和泉市文書館業務検討委員会は、提言書「和泉市文書館業務に関する基本的な考え方について」をもって、教育委員会への答申を行い、委員会の役割が終了したことに伴い、廃止する必要があるものです。 改正の内容ですが、教育委員会の附属機関を定める第 1 条第 2 号の表から、和泉市文書館業務検討委員会の項を削るものです。 次に、議案第 32 号ですが、和泉市文書館業務検討委員会の所定の役割が終了したことから、委員会規則を廃止するものです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 31 号・議案第 32 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

	【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 31 号・議案第 32 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 33 号「令和 4 年度和泉市立学校教職員人事基本方針について」、学校教育室から説明願います。
大野室長	学校教育室の大野です。 議案第 33 号. 令和 4 年度和泉市立学校教職員人事基本方針について、ご説明いたします。 資料 23 ページをお願いします。 まず、提案の理由ですが、令和 4 年度教職員人事に際し、和泉市立学校に対する人事に係る基本方針を定める必要があるためでございます。 資料 28 ページからの新旧対照表をご覧ください。昨年度のものからの変更点等でございますが、年度の変更以外新たな変更点等はございません。 本市におきましては、特に近年、女性教職員の管理職任用を積極的に行うとともに、首席や指導教諭といった学校運営において女性教職員が中心的な役割を果たせるよう、人材育成に力をいれております。 今年度は、本市女性教頭 1 名が管理職人事交流者として他市にて教頭として活躍しております。また、産休・育児休業等を取得する若手教員も多数おり、安心して育児に専念でき、加えて、学校運営がスムーズに行えるよう代替講師の確保に努めてまいります。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 33 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 33 号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。
小川教育長	まず、報告事項 1「和泉市教育振興基本計画の改訂案について」、教育総務課から説明願います。
鍛冶課長	教育総務課の鍛冶です。 報告事項 1. 和泉市教育振興基本計画の改訂案について、ご説明いたします。 資料は別冊となっております。 先月の意見交換会におきまして、改訂案の素案を示させていただき、その際

	にいただいたご意見を踏まえまして、改訂案を作成いたしました。 まずはじめに、前回からの修正点についてでございますが、「10月14日の意見交換会でのご意見及び対応案について」の資料をお願いいたします。 1つ目に、学校教育の(1)自らの未来を切り拓く「確かな学力」の育成における取組方針として、「児童一人ひとりの個性を引き出す授業づくりを推進します」という表現につきまして、学校現場の担任の先生方が負担感を感じてしまわないかというご意見をいただきました。この点については、教育大綱に記載のある部分がありましたので、教育大綱の表現をそのまま引用し、前回の表現を残す形とさせていただいております。 2つ目に、学校教育の(2)「豊かな心」の育成において、大綱において「性別・国籍・障がいの文言についての必要性や、多様性に関して取組方針や取組イメージに反映されていないのでは」というご意見と、いじめに関する記載の部分で暴力・不登校の表現がなくなったことに関して、いじめ以外の問題を重視していないような印象を与えてしまわないかというご意見をいただきました。この点については、対応案に記載していますように、取組方針において、性別・国籍・障がいや多様性の文言を記載し、取組イメージにおいては、多様性に関する記載を追記しました。 いじめに関する記載については、裏面に記載しておりますように、取組方針において、いじめの他、暴力行為、不登校という表現を追記いたしました。前回いただいたご意見からの繁栄で修正した点については、以上となります。 なお、計画に記載の事業推進におきましては、それに伴う予算が大きく影響することから、本日この後の意見交換会におきまして、教育委員会事務局の令和4年度の当初予算方針、要求方針についての案件を予定しておりますので、その場でご意見を賜ることができればと思っております。よろしく願いいたします。 そして、今後の予定といたしましては、本日配付させていただいた資料をもとに、12月の令和3年和泉市議会第4回定例会厚生文教委員会協議会において改訂案を報告し、令和4年1月にパブリックコメントを実施していく予定としています。 最後にその他の資料といたしましては、現段階での改訂案と改訂の視点及び変更箇所を添付しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりました。具体的な計画のご質問につきましては、後の意見交換会で伺いたいと思っております。改訂案について、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、報告事項2「富秋中学校区施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の進捗状況について」、教育総務課から説明願います。
鍛冶課長	教育総務課の鍛冶です。

	報告事項 2. 富秋中学校校区施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の進捗状況について、ご説明いたします。 資料 35 ページをお願いします。 令和 3 年第 4 回定例会におきまして、小中一貫校の設置についてご意見等いただき、令和 3 年第 10 回定例会では校名の募集についてご報告させていただきましたが、改めて今年度の進捗状況についてご報告いたします。本内容につきましては、令和 3 年和泉市議会第 4 回定例会厚生文教委員会協議会において報告予定としておりますことを併せてご報告いたします。 まず、これまでの経過ですが、新校の設置が決まったことにともない、開校に向けた意見交換の場として、PTA や町会、校園長などで構成される学校開校準備委員会を今年度発足し、これまでに 7 月と 9 月の 2 回開催いたしました。今年度は、新校舎整備と学校名の決定に向けた内容を中心に意見交換を行っていく予定です。 次に、新校舎整備についてですが、今年度につきましては、基本計画の策定を予定しております。第 1 回の準備委員会では、校舎配置について提案をさせていただき、西側配置案と南側配置案の比較を行い、意見交換を行いました。その比較内容につきましては、資料の下段に記載しておりますが、工事期間や生徒への影響などから、南側配置案が良いのではないかという意見を多数いただきました。この結果を受けまして、南側配置案をもとに各諸室等のゾーニングを検討していきたいと考えております。 南側配置案の工事の進め方としましては、工期の短縮、工事期間中のグラウンド確保を図るため、特別教室棟の教室を普通教室棟へ仮移転改修を行い、特別教室棟、講堂を先行除却し、新校舎を整備していく形を現段階では想定しております。 次に、新校舎整備に関する基本的な考え方について、一部抜粋して記載しております。校舎整備に関する基本コンセプトについては、準備委員会や富秋中学校区の教職員の方々からいただいた意見をもとに、地域や学校とのつながり、人権、多様性などをキーワードとし、学校規模につきましては、クラス数の想定などから、南松尾はつが野学園と同規模程度の約 11,000 平方メートルとし、各学年 2 教室と少人数教室 1 教室を想定しております。 その他、ブックフェスタなど読書を通じた地域の活動などが長く実施されていることなどから、敷地内のセキュリティーに配慮して、時間帯を設定した図書室の開放を検討したり、その他の特別教室などについても地域での活用を想定した配置を行うことで、学校を身近に感じてもらえるような工夫をしていきたいと考えております。 学校名の募集につきましては、今月 11 月末まで公募を実施し、本日現在では 10 件の応募を確認しているところです。 最後に、今後の進め方につきましては、12 月と 2 月に学校開校準備委員会、第 3 回、第 4 回の開催を予定しております。新校舎の基本機能についてと学校名の公募の決定をしてまいります。
--	--

小川教育長	以上です。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
西家委員	この辺を歩いたことがあるのですが、道路が狭いですよね。現富秋中学校の正門は、西側配置案の上に上がっていく点線 2 本の真ん中ぐらいの位置にある正門を使っているというイメージです。南側配置案は左の小さい矢印から入るということですか。導入路が短いので、それはそれで良いとは思いますが、他の三方は全部小さい住宅地で東側が結局正門になるというのは、変わらないのでしょうか。また、阪和線の影響で電車の音がすると思うので、東側だけでもサッシを考えられた方がいいかもしれないと思います。東側だけでよいと思うのですが、実際窓を開けて授業をするということはないかもしれませんが、最初の建築のときに考えられないことかと思いますが意見としてお伝えしておきます。
鍛冶課長	ご指摘の通学路の安全対策というところに関しましては、関係部局とも現在調整を進めております。特に、ご指摘いただいた JR の踏切の対策です。ここの踏切は非常に狭く児童生徒が踏切を渡るときには待つ場所がないなど、様々な方からご指摘をいただいておりますので、児童生徒の通学路の安全を設計に反映させ、具体的にどのような措置がとれるのか、引き続き協議をしていきたいと考えております。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 続きまして、報告事項 3「富秋中学校区等まちづくり構想「多世代交流拠点施設」における青少年センターの方向性について」、生涯学習推進室から説明願います。
西田室長	生涯学習推進室の西田です。 報告事項 3. 富秋中学校区等まちづくり構想「多世代交流拠点施設」における青少年センターの方向性について、ご説明いたします。 資料 37 ページをお願いします。 まず、青少年センターと人権文化センターを集約する目的につきましては、青少年の健全育成や子どもの居場所づくりを中心とする青少年センターと隣保館機能を有し、人権啓発を中心とする人権文化センターを集約し、新たに整備される「多世代交流拠点施設」において、他校区との交流、年齢や性別の垣根を越えた事業を展開することで、生涯学習の充実を図ることを目的とするものです。なお、事業活動について新施設では、専用のスペースを持たず共用スペースを活用した運営手法を検討しております。 次に、これまでの経過及び今後のスケジュールについては、富秋中学校区等まちづくり構想において、人権文化センターとともに「多世代交流拠点施設」

小川教育長	へ機能集約する方針のもと、現在まで、多世代プロジェクト委員会を 2 回、富まちミーティングを 3 回、まちづくり検討会議を 3 回開催し、11 月に 3 回目の多世代プロジェクト委員会を開催予定です。 引き続き、関係各課と基本計画の策定を進めていくものでございます。 以上です。
藤原委員	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 青少年センターと人権文化センターを集約し「多世代交流拠点施設」を作ることが書いてありますが、今まで教育委員会の会議の中でご説明いたしたか記憶にないのですが、青少年センターは社会教育施設なので、教育委員会としての方針が決まらなないと、事務局が色々検討していくときに迷われるのではないかと思います。 それとも、多世代プロジェクト委員会やまちづくり検討会議で出てきた意見を私たち教育委員に説明してくださっているのですか。 それから、人権文化センターという名称ですが、これについては、和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の前文に「これまで先人たちが築いてきた礎をもとに」と書いてあり、和泉市教育大綱の生涯学習分野の基本方向のところには「豊かな創造性と郷土愛を育む「文化・芸術」の振興」とあります。これまで本市が他市よりも、人権文化については、かなり先んじてやってきたことを、この人権文化センターが役割を担ってきているわけです。今回、「人権」という言葉が無くなって「多世代交流拠点施設」とすることが理解できません。 そして、青少年センターと人権文化センターが持っている施設の機能・目的のうち、何を廃止して、何を継承して、何をめざして、新しい施設を作るのかといった基本理念が、資料を読んでいる限り、あるいは今ご説明していただいたものでは、あまり理解できません。 最後に、「多世代交流拠点施設」という名称を仮につけたとしたら、拠点施設ですから、富秋中学校校区に拠点施設を作って、南部地域や中部地域といった他の地域にそれに類似する施設を作るということをめざして拠点施設と言っているのですか。これは非常に重要なことだと思います。 今申し上げた 5 点を十分考えた上で、ご説明していただいたのでしょうか。まちづくり検討会議に出席された委員からこういった意見が出てきて、それに対してきちんとご説明なさった結果がこのようになっているのですか。
小川教育長	すみません。1 点目のご質問をもう一度お願いできませんか。
藤原委員	資料の右上に生涯学習部 生涯学習室 青少年センターと書いてあります。青少年センターが説明するのですか。「多世代交流拠点施設」に集約するときに、どちらにどう集約するのか分からない。組織的にどうするのですか。先ほど申し上げましたように、公の施設ですから条例設置をしているわけです。条例に

堀内所長	はそれぞれの設置目的が書いてあります。これらをなくすのですか。それとも事業だけなくすのですか。それが1点目の質問です。 まず、多世代交流拠点施設という名称はあくまで仮称でございます。 青少年センターと人権文化センターがどのような経過で現在に至っているのかというご質問かと理解しておりますが、まず平成28年度に「和泉市公共施設等総合管理計画」というものを市が策定しまして、「施設の適正化」「市民や事業者との連携による効果的・効率的な市民サービスの提供」また「安全・安心の確保」といった公共施設の管理方針を定めており、こうした背景のもと、青少年センターについては、令和2年3月に策定しました「富秋中学校区等まちづくり構想」において、青少年センターと人権文化センターを統合し、隣保館機能、青少年の健全育成機能、交流機能等の複合機能を備えた多世代交流拠点施設として整備する方針を示しております。多世代交流拠点施設については、令和12年をめどに供用開始する予定となっており、ようやく方向性が見えてきたことから、今の時期に報告させていただくものとなったものでございます。 人権文化センターと青少年センターの成り立ちのことですが、人権文化センターにつきましては、同和対策事業特別措置法により、昭和52年に同和問題の解決を目的とし、総合的に諸施策を実施するため和泉市立解放総合センターとして設立されております。また、人権資料室や図書室を含め総合的な文化機能をもった施設として、市民全体の人権意識を啓発していく上で一定機能を果たしてまいりました。また、青少年センターは、同じく同和対策事業特別措置法により、昭和48年に仮設青少年会館、昭和54年に幸青少年センターとして、地区住民や地区児童の教育環境が大変厳しく、学校だけでは十分な基礎知識の保障が困難であったため、社会教育として学力補充学級や子ども会活動等を実施するとともに、個々の人権を尊重しながら地域の子どもの健全育成、学力向上の支援を行う施設として設立されております。両施設は、地域の人権啓発や地域の子どもの育ち学びを支える役割を担っており、同和施策における財政法上の特別措置が終了した後は、市内全域に人権啓発活動を広め、青少年健全育成事業を実施しております。 次に、移転後の継続事業とその理由、廃止する事業はというところです。廃止する事業として、貸し館事業、施設開放事業をあげておりますが、今後単独の館を持たないということから廃止しておりまして、給食やおやつ事業につきましては、どろんこ子ども会を他校と同じ留守家庭児童会へ機能統合することで三季休における給食、年間を通しての手作りおやつの提供を廃止するものです。移転後に実施する事業につきましては、これまで成果をあげてきたことから継承してまいります。隣保館機能を有する人権文化センターとの集約となります。一例ですが、従来から青少年センターで行っている概ね30歳以下を対象とした教育活動のうち、人権教育に関するものと類似した取組みにつきましては、管理効率や費用対効果の視点に加え、子どもから大人・高齢者まで幅広い世代が一緒に学べる機会が生まれてくることにより交流が図られ、両事業の
------	---

	相乗効果も期待できるものと考えております。今後、各事業については、まだまだ見直しは検討してまいります。ただ、しかしながら、地域の実情を踏まえますと隣保館機能を有する多世代交流拠点施設としましては、子どもの居場所作りや地域の実情に応じた取組みについては、検討すべきであると考えております。専用スペースを持たず共用スペースを使つての講習講座等につきましても、他の公共施設も使つて事業を実施してまいりますけれども、先ほど申し上げましたように、地域の実情を踏まえ何らか取組みは検討すべきであると考えております。 最後に、所管である総務部の人権文化センターと教育委員会の青少年センターというところで、今後条例等については、それぞれの条例を見直していくということも考えなければならないと考えております。 また、この事業については PFI 事業ということで、今のところ想定しております。
小川教育長	2 点目のまちづくり検討会議と教育委員会の関係性をもう一度説明願います。
堀内所長	まちづくり検討会議につきましては、地域住民により設立された組織でございまして、多世代交流拠点施設がどういう場所になって欲しいであるとか、どうしたら人が集まるか等を地域住民同士で意見交換をしております。施設のゾーニング案やコンセプト案等についても話し合われており、市としてはその意見を参考にしているというところでございます。
藤原委員	ご説明の中で「方針を示す」とおっしゃいましたが、その方針はどこで決まって誰に対して示すのですか。要するに皆さん方は教育委員会事務局として、まちづくり検討会議等様々な会議で検討されたことを踏まえて考えて、その結果、事務局としてこういう方向でいきたいということについて、教育委員会の会議に諮って、それでもって初めて和泉市教育委員会の方針として示せるわけです。そのような手続きを踏んでおられますか。
辻部長	教育委員会のご決定を踏んで、まちづくり構想を進めていっているのかという点につきましては、十分な手続きを踏んでいなかったと思っております。
藤原委員	人権文化センターは教育委員会の所管外なので、今ご報告いただいているのは、まちづくり検討会議で議論されたことを青少年センターとしてご報告していただいていると理解したらよいのでしょうか。「方針を示す」とおっしゃいましたが、手続きを踏まずにそれは少し言い過ぎではないかと思うのですが、いかがですか。
辻部長	青少年センターと人権文化センターの統合というところにつきましては、「富秋中学校区等まちづくり構想」の中で方針が決定されるのですが、その過程で、

令和3年和泉市教育委員会第11回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。